

しゅんじゅんよみんなんのくらしを 選挙から

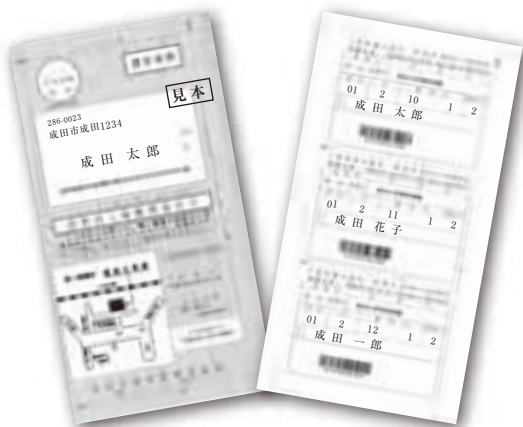
4月8日(日)は千葉県議会議員選挙、22日(日)は成田市議会議員選挙の投票日です。選挙はわたしたちの代表を選ぶ貴重な機会です。積極的に投票に参加しましょう。

投票時間は午前7時から午後8時まで



入場整理券が変わります

入場整理券は、個人情報保護を考慮し、従来のはがきから封筒に変わります。封筒1通に6人までの有権者氏名が記載されています。投票日には、この入場整理券を各自切り離してお持



ちください。万一、入場整理券が届かなかつたり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていたれば投票できます。

入場整理券は、千葉県議会議員選挙については3月30日(金)に、成田市議会議員選挙については4月16日(月)に発送する予定です。

投票できる人

投票できるのは、日本国民で、次の要件を満たしている人です。

●千葉県議会議員選挙

○昭和62年4月9日までに生まれた人

○平成18年12月29日までに、成田市の住民基本台帳に登録されている人(転入の場合は、同日までに転入の届け出が済んでいる人)で、投票日まで千葉県内の市町村に住んでいる人(県内に

転出した人は、転出先の市町村または成田市市民課が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要です。

県外へ転出した人は投票できません) ※平成18年12月30日以後に成田市に転入した人で、前住所地(県内の他市町村)の選挙人名簿に登録されている場合は、その市町村の投票所で投票することになります。この場合にも「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。

○成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

●成田市議会議員選挙

○昭和62年4月23日までに生まれた人

○平成19年1月14日までに、成田市の住民基本台帳に登録されている人(転入の場合は、同日ま

でに転入の届け出が済んでいる人)で、引き続き投票日当日まで市内に住んでいる人(市外へ転出した人は投票できません)

○成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

「選挙公報」

4月5日と18日の朝刊7紙に

各選挙の立候補者を知っていたための「選挙公報」は、次の7紙の朝刊に折り込みます。

●選挙公報を折り込む新聞

朝日新聞、産経新聞、千葉日報、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞

千葉県議会議員選挙は、4月5日(木)に、成田市議会議員選挙は、18日(水)に折り込む予定です。

これらの新聞を購読していない人や、届かなかった場合は、次の

施設に置いてありますので、それを利用するか、市選挙管理委員会にご連絡ください。

●選挙公報を置いてある施設

市役所1階行政資料室、下総・大栄支所、公民館(中央、成田、公津、八生、中郷、久住、豊住、遠山、橋賀台、加良部、玉造、下総、大栄)、市立図書館、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚郵便局、遠山郵便局、三里塚郵便局、JA成田市遠山支所、三里塚コミュニティセンター

即日開票

開票は、投票日当日の午後9時15分から市体育館で行われます。

なお、投票日は市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>)でも、投票・開票の速報を掲示しています。

投票日に用事のある人は 期日前投票を

投票日に投票できないと見込まれる人は、期日前投票ができます。
千葉県議会議員選挙

3月31日(土)～4月7日(土)までの毎日

成田市議会議員選挙

4月16日(月)～21日(土)の毎日

●投票時間

午前8時30分～午後8時

●投票できる人

投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない人

●期日前投票所

市役所4階期日前投票所
下総支所1階期日前投票所
大栄支所1階期日前投票所

病院などに入院中の人は 不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票をすることができます。

また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができません。

身体に障がいのある人は 郵便等による投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に該当する人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便等による不在者投票ができます。

●郵便等による不在者投票ができる人

- ① 身体障害者手帳を持っている人
- 両下肢、体幹、移動機能の障がい
が1級または2級の人
- 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい
が1級または3級の人
- 免疫の障がい
が1級から3級までの人
- ② 戦傷病者手帳を持っている人
- 両下肢、体幹の障がい
が特別項症から第2項症までの人
- 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい
が特別項症から第3項症までの人
- ③ 介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人

●申請の手続き

① 申請書(申請者本人の署名が必要)に、身体障害者手帳、戦傷

病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて市選挙管理委員会へ申請(申請手続きは代理の人で可)

② 後日、「郵便等投票証明書」が郵便などで自宅に送付されます

代理記載制度もあります

郵便等による不在者投票ができない人で、上肢または視覚の障がいの程度が一定の人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理の人に書いてもらい投票することができます。

※くわしくは市選挙管理委員会(☎22-11111内線3152)へ。

お知らせ

4月8日(日)・22日(日)は選挙以外での市体育館の利用はできませんのでご注意ください。
※くわしくは市体育館(☎26-7251)へ。

期日前投票手続き

①受付

投票日に投票所に行けない理由などを「宣誓書」に記入します。



②投票用紙の交付

選挙人名簿との対照の後、投票用紙の交付を受けます。



③投票

記載台で候補者の氏名を記入し、投票用紙を直接投票箱に入れます。
(注)投票の際は、入場整理券をお持ちください。



宣誓書の記入は簡単です!

所定の用紙に住所・氏名などを記入し、記載された理由に○を付けるだけです。印鑑を押す必要もありません。